

「さがすたいる」交流イベント企画・運営等委託業務仕様書

1 委託業務名

「さがすたいる」交流イベント企画・運営等委託業務

2 目的

県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など（日常生活の場において困りごとを抱えがちな人、以下「当事者」という。）、みんながしぜんに支え合い、心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めている。

「さがすたいる」の更なる認知度の向上と理解促進を図るため、交流イベントを通じて、県民一人ひとりが多様性に気づき、つながり合える関係の構築、県民と当事者の相互理解を深めていくことを目的とする。

3 業務内容

(1) 「さがすたいる」交流イベントの企画

次の①～②を実施することで、目的を達成できるような効果的な企画を提案すること。

①さがすたいるフェス

「さがすたいるフェス」は、アクセシビリティの整ったイベントであることや誰もが楽しめて、参加したくなるような魅力的なホンモノ体験を提供し、普段外出にハードルを感じている方が、おでかけできるきっかけを提供する。

また、みんなが混ざりあい、しぜんと交流する中で個性を認め合いながら、相互理解が更に広まるきっかけとなることを目指す。

さらに、誰もが参加しやすい環境づくりのモデルとなり、誰もが心地よく過ごせるイベントを体現することで、みんながそれぞれのスタイルで楽しめる環境づくりの重要性を共有する。

以上の目的を達成できるような効果的な企画を提案すること。

ア 実施時期：令和7年11月頃

イ 実施場所：「ゆめぷらっと小城」周辺を想定（仮予約調整中）

ウ ターゲット：年齢・性別・国籍・障がいの有無などに限らず、あらゆる方を対象とする。（主なターゲットとして、「さがすたいる」を知らない方で、佐賀・九州内に在住の子連れ（未就学児、小学生を想定）、障がいのある方やケアラー、外国人等）

エ 実施内容：

(ア) パン・スイーツマルシェ

県内のパン・スイーツなどを取り扱う事業者を約 10 事業者確保の上、開催すること。県が登録している「さがすたいる倶楽部」の店舗などにも出店を呼びかけること。

イベントの目玉となり、話題・集客につながる県外のパン・スイーツなどを取り扱う事業者の招聘に係る手配及び調整を行うこと。なお、インクルーシブやダイバーシティ、ノーマライゼーションといった価値観や理念を大切にしている事業者の提案があると望ましい。(出店数の目安は 2 事業者)

(イ) 体験型コンテンツ

こどもや障がいのある方、外国人など誰もが楽しめるワークショップ等を提案すること。

パンやスイーツにちなんだ食に関するコンテンツや誰もが参加でき、楽しめる企画を提案すること。(例：スイーツ作り体験、熱気球係留搭乗体験等)

(ウ) 参加型コンテンツ

イベントの露出度を高めるため、イベント内容と「さがすたいる」に関連して、参加者自身の SNS で発信するような仕組みを提案すること。

(エ) 周遊イベント

イベント周辺の「さがすたいる倶楽部」を回遊し、イベント当日及び実施後も一定期間、「さがすたいる倶楽部」への来訪に繋がる企画を盛り込むこと。(例：スタンプラリー等)

(期間は 1 か月程度、実施場所は市や町単位を想定)

(オ) 県内大学・高校、県内企業、公共交通機関との連携

県内大学・高校、県内企業、公共交通機関と連携することで、相乗効果を生み出すような仕掛けを企画できると望ましい。

※上記企画よりも県民やメディアの注目度を高められる企画であれば、それ以外の提案でも構わない。

②レッツさがすたいるトーク

「レッツさがすたいるトーク」は、「みんながしぜんに支え合い、心地よく過ごせるまちづくり」の実現に向けて、多様化・複雑化する社会課題に対して、「価値観・理念」や「仕組み・デザイン」の視点からアプローチする事例や取り組みを共有することで、参加者の行動変容を促すきっかけづくりとなるような企画を提案すること。

ア 実施時期：令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月にかけて 2 回実施すること。

イ 実施場所：県内のさがすたいる倶楽部もしくは店舗・施設等

※会場の提案候補等から、会場の設備や周辺的环境等を考慮し、県と協議の上、決定する。

ウ ターゲット：「さがすたいる」に興味関心のある方、

DE&I、福祉に興味関心のある方

エ 実施内容：

（ア）トークセッション

全国で先進的な取り組みを行っている方や様々な当事者、支援者、活動家、店舗等によるトークイベント（ゲストは 3 名～4 名を想定。司会進行役含む）トークセッションのテーマ、ゲスト、会場について、それぞれ 2 案以上提案すること。

（イ）イベント参加者同士の交流会

上記、トークセッションの開催後に参加者やゲストが交流を図るとともに、「みんながしぜんに支え合い、心地よく過ごせるまちづくり」を考えるワークショップ等を実施すること。ワークショップのプログラムについて、2 案以上提案すること。

（2）「さがすたいる」交流イベントの運営業務

上記（1）に記載した交流イベントの円滑な開催に向けて、次の①～⑦の業務を実施すること。

①イベント全体の運営

運営マニュアル、進行、来場者誘導、スタッフ配置・指導・受付運営、資料作成、ゲストの謝金・交通宿泊費の支払い、イベントへの問い合わせ対応等を行うこと。

②さがすたいる対応

イベントの開催に当たっては、県が取り組む「さがすたいる」を踏まえ、様々な方が参加しやすい設備やサポートを確保すること。

※参考：「みんなで楽しむイベントづくりサポートブック」

<https://saga-style.jp/supportbook/>

（例）バリアフリートイレ、救護・授乳スペース、カームダウンスペース、手話通訳、字幕表示、託児、身障者用駐車場、サポートボランティア 等

③サポートボランティア（さがすたいるフェスのみ）

県が手配するサポートボランティアスタッフに支給する昼食及びお礼品の手配及びボランティア T シャツ（県貸与）のクリーニング

（数量（1 日間延べ数）：昼食 20 食、焼菓子 10 セット、T シャツ 40 枚）

④オンライン配信業務（レッツさがすたいのトークのみ）

当日会場に来られない様々な方の参加を促すため、オンライン配信を実施すること。

ア 「さがすたいの」の YouTube アカウントでのトークセッション

（予定所用時間：90 分程度）のライブ配信

イ 手話通訳及びリアルタイム字幕の表示を画面上に行うこと。

ウ 機材の手配（字幕会場表示用のモニター含む）、設営撤去等

エ 撮影の際はカメラを複数使用し、視聴者にとって見やすいよう適宜調整を行うこと。

オ 撮影した動画のデータをアーカイブ用に編集のうえ、納品すること。

カ アーカイブ用の動画には字幕をつけること。

⑤イベントの様子をカメラマン等により、今後の広報に使用できるような静止画として撮影すること。また、納品する際は、別途県が指定する形式で納品すること。

⑥会場の手配、運営にあたり必要となる物品等の調達、会場設営及び撤去等を行うこと。

⑦会場装飾デザイン及び制作・設置（看板、掲示物、照明、音響等）を行うこと。

(3) 広報に関する業務

広報にあたっては、集客効果の高い広告・宣伝方法で、来場者の増加を図るとともに、様々な当事者が参加しようと思えるよう当日の合理的配慮の具体的な内容等についても、事前に十分な周知を行うこと。

①チラシ等の制作及び発送

各事業のチラシ等の制作物は次のとおり。必要な部数を算出し、制作するものとする。

事業名	制作物
さがすたいのフェス vol.6	・チラシ 【参考】R6 制作枚数：10,000 枚 ・当日リーフレット 【参考】R6 制作枚数：2,000 枚
レッツさがすたいのトーク	・チラシ（1回目、2回目それぞれ） 【参考】R6 制作枚数：1,000 枚

②各種情報発信媒体を活用した広報

SNS 広告、ウェブサイト、各種メディア等、情報発信媒体を活用した情報発信を実施すること。

「さがすたいの」ウェブサイト、Instagram、Facebook、TikTok、YouTube を活用すること。

③参加者の事前申込等の受付及び取りまとめを行うこと。

- ④イベントの事前・事後広報について、受託者のネットワークを活かし、各種メディアの制作担当者に対して、直接アプローチすることによりメディアでの露出を図ること。

(4) さがすたいる倶楽部と当事者のコミュニケーションを促すツールの制作

「みんなが安心して出かけやすい佐賀」にしていくため、「さがすたいる倶楽部」の店舗・施設内において、ツールや POP 等をきっかけに、店舗・施設スタッフと来訪者（障がいのある人や外国人等）がそれぞれの特性に応じたコミュニケーションを促すツールや POP 等を提案すること。

制作物の規格や数量については、予算の範囲内で可能な数量を提案すること。

(5) その他、必要とされる業務

イベントの実施に必要な業務全般

4 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- (1) 完了報告書 1 部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) 「3 業務内容」の (4) で制作した制作物
- (4) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

5 委託金額

11,880,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (3) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (4) 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- (5) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (6) 本事業において、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (7) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て県に帰属する。

ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。

(8) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類を提出すること。